

かながわの風

創刊号

2013.Summer

編集・発行  公益社団法人神奈川県社会福祉士会 <http://www.kacsw.or.jp>



巻頭言 ~私達は福祉の専門職団体です~

公益社団法人神奈川県社会福祉士会
会長 山下 康

県民の皆様！今回、こういう形で初めてお便りを出すことになりました、神奈川県社会福祉士会です。あらためて御挨拶をさせていただきます。

私たちは国家資格である「社会福祉士」の職能団体です。社会福祉士は、「専門的な知識や技術を持って、様々な理由により日常的な生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、福祉・医療保健サービスを提供する関係者との連携や、その援助を行うことを業とする者」とされています。ひとことで言うと、「福祉の専門的援助を行なながら、地域の中で誰もが安心して暮らせるように、県民の皆さんと共に歩む専門職」と言えます。

また、私たちには倫理綱領があります。そして、倫理綱領に基づいた行動規範があります。「すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを探る」認識する。われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを明確にする。など価値と原則を持っています。

福祉の専門家の集まりである社会福祉士会がどんな活動をしているのか、いくつか紹介させてください。大きくは3つの柱があります。1つ目は、権利擁護と相談事業です。障害者・高齢者・児童虐待防止法が制定されたことを受け、人間の尊厳を守る取り組みです。また、成年後見制度をはじめとした相談事業を行っています。2つ目は、神奈川県から委託されている三つの事業（東日本大震災からの避難者支援・ホームレス等のシェルターの運営・触法障害者や

高齢者の地域生活定着支援）を中心に地域で安心して暮らしていく取り組みです。3つ目は、専門職として求められる力量や必要な専門的な知識を習得していくための研修事業です。この他、具体的には、第三者評議事業、地域包括支援センター事業の推進、広報活動、自殺防止対策事業等も挙げられます。

最後になりますが、神奈川県社会福祉士会は、昨年（2012年）11月に設立20周年を迎え、本年（2013年）4月1日には公益社団法人への移行を果たしました。手弁当で始まった福祉職能団体の創設期から、2001年6月「全国初の都道府県支部として的一般社団法人化」を経て、今回の「会設立20周年と公益社団化」へと着々と歩んできました。

20年という節目で、新成人としての気持ちを持ちながら、神奈川県の福祉の向上と専門職種の人材育成を着実に進めています。県民のみなさま、これからも宜しくお願い致します。

CONTENTS

- 02 社会福祉士会のあゆみ
- 03 あれから20年
- 04 公益社団法人神奈川県社会福祉士会とは？
- 05 あなたの街の社会福祉士
- 06 自己破産無料相談会
- 07 県民公開講座 自己破産手続きの支援
- 08 公開講座&研修会・情報コーナー・編集後記



社会福祉士会のあゆみ

誕 生

社会福祉士は、昭和62年5月の第108回国会において制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。

「社会福祉士及び介護福祉士法」には、社会福祉士とは「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は、医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」とされています。

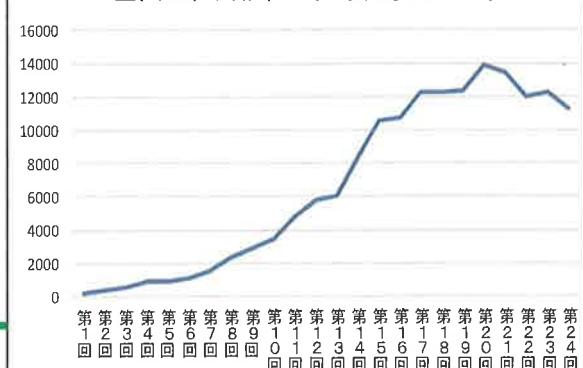
社会福祉士資格は、国家資格ですが医師や弁護士のように「業務独占」の資格でなく、「名称独占」の資格です。「名称独占」とは、資格をもたない者が、「社会福祉士」という名称を勝手に使用してはならないということで、社会福祉士資格をもっていなければ、上記の業務につけないということはありません。しかし、社会福祉士資格をもっていることは、専門職としての水準の高さを表すものであります。

沿 革

～日本社会福祉士会～

- 1987年5月 ●「社会福祉士及び介護福祉士法」公布
- 1989年3月 ●第1回社会福祉士国家試験実施（登録開始）
- 1993年1月 ●日本社会福祉士会（任意団体）を設立
- 1994年12月 ●全都道府県に社会福祉士会を設置
- 1995年1月 ●「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を採択
- 1996年4月 ●社団法人日本社会福祉士会を設立
(任意団体から組織変更)
- 1998年7月 ●国際ソーシャルワーカー連盟に正式加盟
- 2005年6月 ●「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を改訂
●「社会福祉士の倫理綱領」採択
- 2007年12月 ●「社会福祉士及び介護福祉士法」改正
- 2010年3月 ●47都道府県すべての社会福祉士会が
法人格を取得
- 2011年10月 ●認定社会福祉士認証・認定機構設立
- 2012年4月 ●連合体組織に移行

全国の社会福祉士国家試験合格者推移



あれから20年

神奈川県社会福祉士会誕生

全国で180名の第1回合格者のうち24名の方は神奈川県の方でした。その後合格者の増加に伴い熱心な方々が集まり1992年11月（日本福祉士会より3ヶ月早く）に任意団体として神奈川県社会福祉士会が設立されました。初代会長として伊東裕二郎氏が就任し37名の会員でスタートしました。

その後、受験対策講座を開催し後に続く資格取得を目指す方のための事業を開始し、専門性を高めるために研修を行う中、社会福祉士として求められる本分としての各種相談事業の受託もいたしました。

創設より5年を経過し会員数も増大し多くの事業が行われるようになりました。その中でも「介護支援専門員」の全国初の模擬試験の実施、成年後見制度が制定されたことによる専門職として後見業務を行う会員組織「ぱあとなあ神奈川」の立ち上げなど大きな発展をし続けました。また、1995年2月、阪神淡路大震災においては、多くの会員が現地に向かい、協力して支援活動を展開いたしました。

任意団体として活動を進められてきた時代が過ぎ、2001年6月に、47都道府県に先駆け社団法人格を取得し、より責任ある団体として組織化されました。このころより県内においてより地域に密着した活動を目指し県内に8つの支部組織を結成し地域の特色ある活動が行われ現在も継続されています。

※参考：「神奈川県社会福祉士会の10年」2003年3月発行

公益社団法人化

2008年に行われた日本社会福祉士学会神奈川大会を主催して以降、会員数は2000名を超え活動も支援を必要とする方々のニーズに合わせ多岐に渡ってきました。現在では福祉施策の様々な変遷に伴い福祉士としての専門性が求められ多岐に渡る機関等で会員が活躍しています。

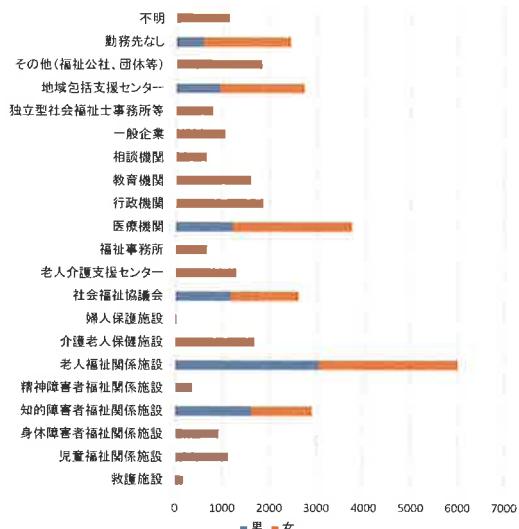
皆さまの地域においては、例えば病院の相談室、地域ケアプラザ、福祉施設、行政関係その他、さまざまな場所で社会福祉士は活動しています。

社会福祉に関する先進県として古くから様々な施策が展開される神奈川県において社会福祉士会としての事業受託は年々増え、地域生活定着支援事業や東日本大震災に際しての県内避難者への支援活動、生活困窮者支援、自殺防止対策事業と広く相談援助の場を通じた事業を行っています。

2013年に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき公益社団法人としての認可を受けました。20年前に37名の会員からスタートして現在では2500名を超える会員で組織されるに至り、熱意ある有志の活動から始まった本会の現在は、社会へ向けた責任ある組織としての公益事業の実施が求められています。

これまでの20年をふまえ、今後の新たな事業展開に向けて更なる専門性を發揮し、県民の福祉の向上に寄与し続けたいと思います。

業種別合格者数 全国

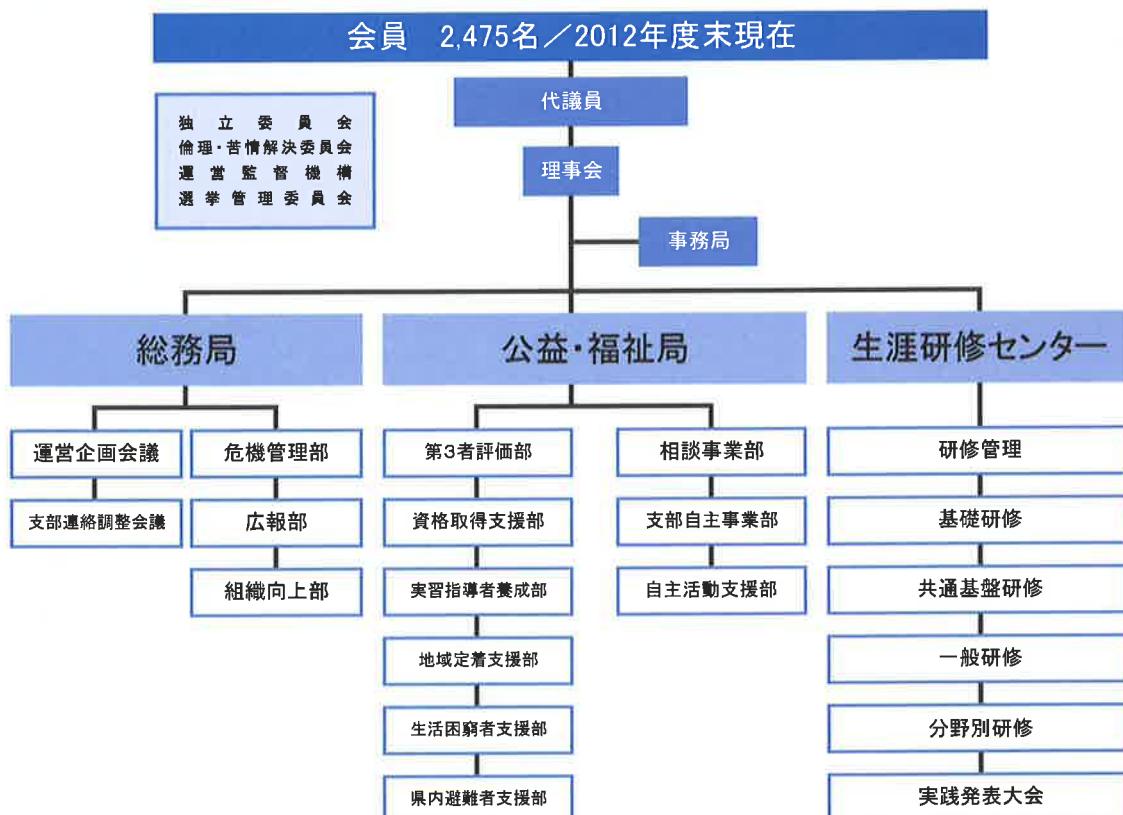


紹介します!

公益社団法人神奈川県社会福祉士会とは?

神奈川県社会福祉士会はどのような体制でどのような事業を行っているのかご紹介します。

公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 構成図・事業形態



県内 8 つの支部構成

- ① 横浜
- ② 川崎
- ③ 横須賀・三浦
- ④ 湘南東
- ⑤ 湘南西
- ⑥ 県央
- ⑦ 相模原
- ⑧ 西湘



このような体制のもと県内各地で皆様の身近な相談窓口として活動しています。お気軽に声かけください。また、生活に役立つ公開講座も開催されていますのでご参加ください。詳しいお問い合わせは下記までお願いします。(毎号各事業の紹介を掲載します!)

〒221-0844

横浜市神奈川区沢渡 4-2 神奈川県社会福祉会館内

公益社団法人 神奈川県社会福祉士会事務局

Tel : 045-317-2045 e-mail : jimu@kacswh.or.jp

あなたの街の社会福祉士

第1回 西湘支部

- 小田原市・南足柄市・大井町・松田町・開成町
- 山北町・箱根町・湯河原町・真鶴町・中井町

西湘支部の活動について

西湘支部はその名前の通り神奈川県の西部に位置し、県下8支部の中でも最大の面積と最多の10市町村を圏域としています。反面、会員数は25年度で150名程度と最も少ないですが、顔の「見える支部」として、活動や交流が盛んです。



近年の主な活動

① 研修会の企画・運営

市民の皆さんも参加できる研修の企画を行い、福祉に対する啓発や参加者のスキルアップを目指します。3回に渡り研修を重ねる連続研修、福祉に縁のある方にお話を伺う「講演会」外に出て施設見学や実践を行う「研修」など様々な企画を行っています。



連続研修の様子

② 懇親会・交流会の企画

研修会後の懇親会や誰でも目的を決めずに参加し話ができる「ゆる☆つなサロン」、料理を作ったりしながら、仕事や家庭の話ができる「西湘支部女子会」また、一泊で行う「車座集会」などで親睦を深めています。



バーベキューの様子
しながら、仕事や家庭の話ができる「西湘支部女子会」

③ 広報活動

西湘支部の活動の報告や交流を目的とした「支部会報ブナの樹」の発行や研修・懇親会等の告知、以前は成年後見制度の啓発の為、会員が企画・出演・撮影をした事例ビデオの作成なども行っています。



ビデオ撮影の様子

会員の紹介

会員には高齢分野や児童分野、病院の相談員など様々な仕事をされている方々、また、現在福祉関係の仕事をされていない方など多岐にわたります。ここでは会員の一部の紹介と、皆さまへのご挨拶をさせていただきます。

安藤 智美さん

就労継続B型事業所

パン工房ハッピー（南足柄市）

南足柄市中丸の信号のところにある事業所でパン作りを通じながら利用者支援をしています。贈答に便利な焼き菓子もお勧めですので、お近くに来られた際はぜひお立ち寄り下さい!!支部では懇親会の企画などを行っています。

依田 慶紀さん

特養・短期入所・居宅・通所併設

箱根老人ホーム（箱根町宮城野）

社会福祉士3名が特養に在籍しています。ご本人ご家族から入所の相談、生活の相談＝金銭や行政手続きや療養の相談もあります。そして、終末期の相談を受けています。

加藤 公さん

スクールソーシャルワーカー

箱根町教育委員会（箱根町）

町の小中学校を訪ね、困難な状況や支援を必要としている子供たちが、問題を乗り越え、生き生きと生活ができるよう、周りの方たちの知恵を集めて支援しています。



工藤 寛子さん

山北町役場市民税課（山北町）
西湘支部 支部長

主に戸籍・住民登録を担当しています。この部署では「総合窓口」も担当しているため、役場の「顔」として日々、笑顔で取り組んでいます。福祉の世界からは少し離れてしまっていますが、職場の隣に作られた“ご用聞きスペース”にやってくる幅広いお客様たちと接し、地域福祉の醍醐味を味わっています。

重本 晴賀さん

医療法人財団報徳会

西湘病院（小田原市扇町）

急性期・療養病棟102床の病院で、退院調整・入院相談、患者様の経済的・心理的不安の解決に向けたお手伝いをしています。お気軽にお問い合わせ下さい。

今回紹介させていただいた他にも、皆さんのお住まいの街には多くの社会福祉士があり、様々な活動に勤しんでいます。

自己破産無料相談会

誰かに相談することも出来ずに借金でお困りの方、ご相談を受け付けます。
ご本人やご家族の方そして行政や施設で働いている方等、
是非この機会に相談してみませんか。（※相談内容は秘密厳守します。）

1時間 2013年9月29日（日） 10時30分～12時

お一人あたり30分程度を予定しております。

相談料

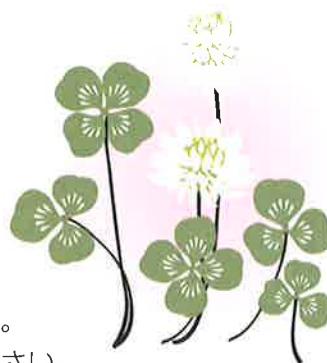
無 料

相談員

内容に応じて弁護士・司法書士などの専門職があたります。

申込

相談は事前に申込みが必要となります。



ご希望の方は下記申込書にご記入の上

8月30日(金)までにFAXまたは郵送にてお申し込み下さい。

- ◆ 定員を超えた場合はお断りする場合もありますので予めご了承下さい。
- ◆ 当日の相談時間は当方で調整の上、申込先の住所に郵送させていただきます。

「無料相談会」申込書

8／30（金）締切

氏 名	職業（職種）		
住 所	〒 -		
電話番号	()	ファックス	()
申込み内容 該当する番号に○ を記入して下さい。	1. ご自身の借金相談 2. ご家族の借金相談 3. 友人の借金相談 4. 支援している方の借金相談 5. 自己破産手続き申し込み 6. その他 ()		
右の欄に相談したい 主な内容を書いて 下さい。			
予約受付ハガキ 送付先	〒 -		

- ◆ ファックス送付先 FAX 045-317-2046 お問い合わせ先 TEL 045-317-2045
- ◆ 郵 送 先 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館 3階
(公益社団)神奈川県社会福祉士会 生活困窮者支援ネットワーク委員会 宛

※後日相談予約ハガキをお届けしますので、当日ご持参下さい。

平成25年度 県民公開講座

神奈川県社会福祉士会 生活困窮者支援ネットワーク委員会
ホームレス等及び生活困窮者支援事業 @HOUSE・やどりぎ

◆◆◆自己破産手続きの支援◆◆◆

～生活困窮者を生み出さないために～

ギリギリの生活の中で生活費を工面しながら暮らしている人が居ます。人に言えず家族にも言えず膨らむ借金で心を痛めている人が居ます。少しでもそんな方々の相談に対応できるように、一度自己破産について勉強してみませんか?ぜひ皆様のご参加をお待ちしています。

日 時：平成25年9月29日(日)

14:00～16:00(受付開始13:30)

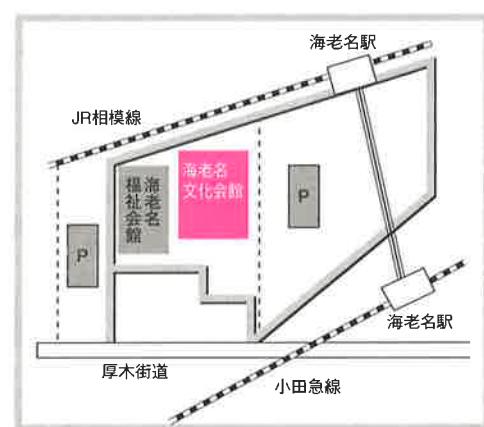
場 所：海老名市文化会館 多目的室

講 師：法テラス神奈川

参加費：500円 / 定員：先着80名

[申込方法・問い合わせ先]

8月30日までにハガキまたは
下記内容を明記のうえFAXにて下記へ
お申込みください。



〒221-0844

横浜市神奈川区沢渡 4-2 神奈川県社会福祉会館内

公益社団法人 神奈川県社会福祉士会事務局内 生活困窮者支援ネットワーク委員会 担当

TEL：045-317-2045

平成25年度 市民公開講座「自己破産手続きの支援」申込書

送信先(FAX 045-317-2046) 神奈川県社会福祉士会事務局宛

ふりがな 氏名		社会福祉士会 会員番号 ()	非会員・他職種・市民・学生 →○印
連絡先住所	〒		
連絡先TEL		連絡先FAX	
E-mail		懇親会出席○印	有 · 無

～公開講座＆研修会～

お申込み・
お問い合わせは

電話：045-317-2045

FAX：045-317-2046 e-mail：jimu@kacsw.or.jp

公益社団法人神奈川県社会福祉士会 事務局 までお願いします。

月	日	開始時間	終了時間	研修名	概要	場所	対象	費用
7	27	14:00	16:00	横須賀キリスト教社会館の地域福祉活動 ～市民のための地域福祉を考える～	歴史的な活動を振り返ることにより、今改めて注目されている地域福祉について考える	ヴエルク横須賀6階第一会議室	市民講座	無料
8	10	14:00	16:30	「税と社会保障の問題」	講師：寺村信行氏	鶴見区福祉保健活動拠点	一般	無料
9	7	14:00	16:00	支部連続研修「社会資源の創造にむけて～家族支援視点から～」	3回連続研修の第1回として「家族支援について深める」をテーマに伊東秀幸氏に講義いただきます。	小田原市社会福祉センター	会員 非会員	無料
9	14	13:30	16:30	「知的障害者と成年後見人制度～20歳になつたら成年後見人を～」	ばあとなあ神奈川による知的障害の方にとっての成年後見人制度の利用に関する話【先着80名】	ウイリング横浜12階 124・125号室	会員 一般	資料代 1,000円
10	19	10:30	16:00	実習指導者フォローアップ研修	相談援助実習の指導力を更に高め、実習をめぐる諸課題に関して情報交換を行います。	ウイリング横浜9階多目的室	実習指導者 講習修了者・養成校教員・他関係者（会員 非会員問わず）	午前のみ 1,000円 午後のみ 2,000円 一日通し 2,500円
12	21	10:00	18:15	社会福祉士実習指導者講習会	社会福祉士を対象とした2日間の集合研修（実習指導者概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論）	ウイリング横浜	社会福祉士 (会員・非会員問わず)	12,000円
12	22	9:30	17:45					

チ 情報

「海の日」と社会福祉士の関係…

1995年に制定され、1996年から7月20日(2003年より7月第三月曜日)を「海の日」として国民の祝日として位置づけられました。「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」と趣旨がかかるて、世界の中でも日本だけの休日だそうです。

社会福祉関係の全国17団体が加盟するソーシャルケアサービス従事者研究協議会は、ソーシャルワーカーの社会的認知を高めるために2009年から「海の日」をわが国の「ソーシャルワーカーデー」として創設しました。

毎年全国の関係団体が催しを行います。神奈川県社会福祉士会は今年20周年のイベントをこの催しとしました。



『ちょっと耳より! 知らなきゃ損!!』な情報コーナー

通院や入院、治療をあきらめないで! ~高額療養費制度~

「先生からすぐに入院して手術を受けるよう言われたけど、とても入院費や手術代は払えない…」病院の医療ソーシャルワーカーとして勤務していると、このように医療費の負担が心配で治療を拒否、断念されようとする患者さんが少なくありません。

そこで、是非、県民の皆様にお伝えしたいのが「高額療養費制度」です!複雑な面もある制度なので、ここではポイントのみお届けします。

ポイント① 公的な医療保険では、1ヶ月あたりの自己負担額に上限がきめられています。(ただし、食費や差額ベッド代などは別になります)

ポイント② 70歳以上の方は上限額を超えた金額は請求されません。

(70歳未満の方も事前に「限度額適用認定証」を申請すれば同様)

ポイント③ 住民税非課税世帯の方は、さらに上限額が下がります。ただし、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請する必要があります!

「面倒だな…なんだか分からない…」と思われるかもしれません、まずは私たち社会福祉士にご相談ください。社会福祉士は、皆様と、役に立ちそうな各種制度などを『つなげる』のが仕事です!

具体的には、各病院の医療ソーシャルワーカー(社会福祉士など)や、医事課の職員、役所の保険年金課、各保険者などでお尋ねください。

編集後記

私たち社会福祉士は、医師や薬剤師、介護福祉士、そして弁護士や税理士などに比べると、その名前を聞いてパッと仕事の内容が思い浮かびにくい専門職かも知れません。福祉に関する皆様の近くの窓口として様々なところに所属しています。

今後、誌面を通じて紹介をさせていただきますのでお気軽にお声かけいただければと思います。

また、この広報を通じ社会福祉士が皆様にとってどんなときに、どのようにお役に立てるかをお伝えしていきます。よろしくお願い申し上げます!

(広報委員会)